

# 恵み野南自主防災会規約

(名称及び構成)

第1条 この会は「恵み野南自主防災会」(以下「本会」という。)と称し、町内に居住する者をもって構成する。

(所在地)

第2条 本会は恵み野南町内会付属組織として、所在地・活動拠点は恵み野南会館とする。

(目的)

第3条 本会は、住民の助け合いの精神を基本に、隣近所の人々が自主的な防災活動を行うことにより、地震・風水害・火山災害・その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発。
- (2) 災害に対する予防、地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火・救出援護、給食・給水など応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材などの整備。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他の本会の目的を達成するために必要な事項。

(組織及び招集基準)

第5条 本会は町内会の役職を当て職とし、次の組織を編成するとともに、協力者をもって事業の推進に当たる。

2 本会の活動は次の各号に該当し、会長が必要と認めたときに招集する。

- (1) 恵庭市に災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 恵庭市に影響がある災害の気象警報が発令され、大規模な災害が発生する恐れがありその対策を要するとき。
- (3) 招集は防災無線及び、電話など迅速な方法をもって周知する。
- (4) 会長は予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後において、災害応急措置が完了したときは、招集を解除する。
- (5) 避難所の運営は、恵庭市と協議のうえ、会長の指示により各班が

分担し、恵み野西町内会と協同し、協力員と教育委員会が協力して行う。

3 組織の編成、役割分担及び組織図は別紙とする。

4 協力員（医師・看護師・消防士・自衛隊員などの現役及びOBや、防災士・北海道防災マスターなどの災害ボランティア、民生委員）は前号の役員と協同して、本会の事業及び各班の活動の推進にあたる。

（任期）

第6条 役員の任期は、町内会役員任期と同じとする。但し、特別の事情がある時は再任することができる。

（会議）

第7条 本会の会議は町内会の総会及び、役員会に準じて行う。

（防災計画）

第8条 本会は災害などによる被害の防止及び、軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

（1）災害など発生時における防災組織の編成及び、任務に関すること。

（2）防災意識の普及に関すること。

（3）災害危険の把握に関すること。

（4）防災訓練の実施に関すること。

（5）災害発生時における情報の収集、伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難場所の管理・運営及び、他組織との連携に関すること。

（6）その他、必要な事項。

（経費）

第9条 本会の運営に要する経費は町内会の総会議決を経て、その収入などをもってこれにあたる。

（会計年度）

第10条 会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

（会計監査）

第11条 会計監査は決算の終了をもって、直ちに監査を受けること。但し、必要のある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、平成21年1月1日から実施する。

平成24年1月8日一部改正